

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信愛会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条第1項に基づき、役員等の報酬及び実費弁償について定める。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事をいい、役員等とは評議員を含む。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われる。

### (理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 法人及び事業所の職員を兼務する役員はこの規程を適用しない。

### (役員等の業務報酬等)

第4条 理事が、理事長の命を受けて法人事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 理事長が専任で日常の業務に従事したときの報酬は別表4-1に定める。但し、専任理事長の報酬は法人業績に基づき別表4-2の定めによる。

4 職員の身分を有する理事については給与規程の定めによる。

5 理事長並びに専務理事及び常務理事の手当は、別表4-3の定めによる。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 監事が、法人及び事業所の指導監査への立会い及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

### (出張旅費)

第6条 役員等が法人及び事業所の運営業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支払う。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後清算することができる。

### (重複支給の防止)

第7条 役員等が、同一日に開催される理事会及び評議員会いずれも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び実費弁償費は支払わない。

2 役員等が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日第4条の規程による業務に従事したときは、別表1に掲げる報酬及び実費弁償費は支払わない。

(慶弔金)

第8条 役員等の慶弔時には、次に定める祝い金・見舞金又は弔慰金を贈呈する。但し、法人の職員を兼務する役員の場合には、就業規則及び慶弔等の基準に準ずる。また、本基準によりがたい場合は理事会で定める。

- (1) 祝い金 30,000円 (叙勲等外部で表彰された場合)
  - (2) 見舞金 10,000円 (10日以上入院加療)
  - (3) 弔慰金 50,000円 (死亡の場合、生花1対、弔電)
- 上記は、退任後2年間までとする。

(規程改廃)

第9条 この規程を改廃するときは、評議員会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

この規程は平成29年4月1日から改定する。

この規程は令和5年6月1日から改定する。

別表 1 (第3条・第5条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理 事 会	日 額 10,000 円	実費額。但し、自家用車については1Kmにつき30円
評 議 員 会	日 額 10,000 円	

※上記、日額は税抜き金額

別表 2 (第4条・第5条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
役員及び評議員	日 額 10,000 円	実費額。但し、自家用車については1Kmにつき30円

※上記、日額は税抜き金額

別表 3 (第6条関係)

旅 費	宿 泊 費	報 酬	その他費用
実 費 額	1 泊 12,000 円	日 額 8,000 円	実 費 額

※上記、日額は税抜き金額

別表 4-1 (理事長 基本給)

(単位:千円)

専任年	月額基本給	専任年	月額基本給	専任年	月額基本給
1	600	7	630	13	660
2	605	8	635	14	665
3	610	9	640	15	670
4	615	10	645	16	675
5	620	11	650	17	680
6	625	12	655	18	685

※上記、月額基本給は、19年以降についても毎年4月に5千円昇給

別表 4-2 (法人業績による理事長報酬支給率)

法人の業績	A	B	C
前年度経常増減差額率	3%以上	1%以上 3%未満	1%以下
報酬支給率	100%	90%	80%

別表 4-3 (理事長・専務理事・常務理事の役付手当)

(単位:千円)

月 額 役 付 手 当		
理 事 長	専 務 理 事	常 務 理 事
300	80	50

## 役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信愛会(以下「法人」という。)の理事長に対し、退任時に在職中の労に報いるための退職慰労金の支給について定めるものである。

(退職慰労金の支給計算)

第2条 退職慰労金の支給計算は次の算式により算出する。

$$\text{退任時の月額基本給} \times \text{年} \cdot \text{月数} \div 12 = \text{退職慰労金額}$$

※月数に端数が生じた場合は1ヶ月とする。

(特別加算)

第3条 法人の発展のため寄与したと認められるときは、あらかじめ理事会の承認を経て特別加算を加えることができる。

(退職慰労金の端数処理)

第4条 退職慰労金支給額の百円単位以下は、千円単位に切り上げる。

(退職慰労金の支給方法)

第5条 退職慰労金の支給方法は、退任月の翌月末日までに支払うこととする。

(遺族の範囲)

第6条 遺族への退職慰労金支給は、法定相続人の代表者に対して支払う。

(その他)

第7条 この規程の定めがない場合は、理事会に上程するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。